

宇多津町古民家利活用事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇多津町（以下「町」という。）が借り受けた未利用古民家を活用し、町内で起業又は開業を目指す者及び地域での実践活動を試みる者に対し、短期間の商業活動の機会を提供し、地域における新たな事業の創出を支援するとともに、地域における賑わいの創出及び地域活性化を図るため、宇多津町古民家利活用事業（以下「古民家利活用事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 所有者 第3条に規定する古民家A、古民家B及び古民家Cを所有する者をいう。
- (2) 古民家 町が所有者から借り受け、古民家利活用事業の用に供する建物及びその敷地をいう。
- (3) 利用者 本要綱に基づき、古民家を利用する者をいう。

(古民家の名称及び所在地)

第3条 古民家は、次の3か所とする。

名称	所在地
古民家A	宇多津町 2224 番地
古民家B	宇多津町 2132 番地
古民家C	宇多津町 2228 番地

(対象者)

第4条 古民家利活用事業の利用者となることができる者は、法人、団体又は満18歳以上の個人であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内において古民家を活用した事業を行う意欲がある者
- (2) 利用期間中、自らの責任において事業を運営することができる者
- (3) 必要な許認可、届出又は登録等を営業開始前までに取得又は完了できる者（当該許認可等が必要な業種で事業を行う場合に限る。）
- (4) 地域住民及び周辺環境に配慮し、円滑な運営ができる者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者とししない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者

(2) 申請時において、本町の町税に滞納がある者

(3) その他、町長が対象者とするのが適当でないと認める者

（利用条件）

第 5 条 利用者は、次の各号に掲げる条件を満たさなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 1 日 4 時間以上営業すること。

(2) 利用期間中に、町長が別に定める日数営業すること。

（対象業種）

第 6 条 対象業種は、小売業、サービス業及びその他ワークショップ等で町長が適当と認めるものとする。

2 以下の業種は対象外とする。

(1) 騒音、振動又は悪臭等により周辺環境を著しく損なう恐れのあるもの

(2) 建築物又は設備の工事を必要とするもの

(3) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する性風俗関連特殊営業、当該営業に係る接客業務受託営業を行うもの

(4) 政治又は宗教に係るもの

(5) その他町長が適当でないと認めるもの

（利用料等）

第 7 条 古民家の利用料及び光熱水費は無償とする。ただし、古民家の利用及び運営に伴い必要となるその他の費用は、原則利用者が負担するものとする。

（利用期間）

第 8 条 利用期間は、古民家 A においては 1 日以上 1 カ月以内、古民家 B 及び古民家 C においては 1 日以上 1 週間以内とする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 同一利用者による利用回数、再利用の可否及び再利用までの期間は、町長が別に定める。

（利用申請）

第 9 条 利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、利用申請書（様

式第 1 号) に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

(1) 事業計画書 (様式第 2 号)

(2) 誓約書 (様式第 3 号)

(3) 履歴書 (申請者が個人の場合に限る。)

(4) 定款及び登記事項証明書の写し (申請者が法人の場合に限る。)

(5) 本人確認書類の写し (申請者が個人又は団体の場合に限る。ただし、申請者が団体の場合は、団体の代表者のもの)

(6) 会則又は規約等 (申請者が団体の場合に限る。)

(7) 町税に滞納がないことを証する書類 (申請者が団体の場合は、団体の代表者のもの)

(8) その他町長が必要と認める書類

(利用許可等)

第 10 条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行った上で、利用の許可又は不許可を決定し、利用許可 (不許可) 決定通知書 (様式第 4 号) により当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の決定に際し、古民家利活用事業の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(契約の締結)

第 11 条 町長は、利用者と利用期間、利用条件、遵守事項、費用負担、原状回復及び損害賠償その他必要な事項を定めた利用契約 (以下「契約」という。) を締結するものとする。

2 町長は、必要に応じて、所有者及び利用者と三者間で契約を締結し、各当事者の権利義務関係を明確にするとともに、利用者の営業活動に支障が生じないように調整するものとする。

(契約期間)

第 12 条 契約の期間は、第 8 条に規定する利用期間を考慮して決定する。

2 利用期間の満了する日において、利用期間後の利用者が決定していない場合は、双方の合意のうえ、変更契約を締結し、古民家 A については 1 月を超えない範囲で、古民家 B 及び古民家 C については 1 週間を超えない範囲で契約期間を延長することができる。

3 利用者は、前項の規定により契約期間を延長しようとする場合は、利用延長申請書 (様式第 5 号) を町長に提出するものとする。

4 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、利用延長承認（不承認）通知書（様式第6号）により、当該申請をした利用者に通知するものとする。

5 契約期間には、営業開始のための準備期間及び退去のための原状回復期間を含むものとする。

（事業の変更等）

第13条 利用者は、事業計画書の内容を変更し、又は事業を中止しようとするときは、事業計画変更（中止）承認申請書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、事業計画変更（中止）承認（不承認）通知書（様式第8号）により、当該申請をした利用者に通知するものとする。

（禁止事項）

第14条 利用者は、古民家の利用に際し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 法令又は公序良俗に反する行為
- (2) 危険物の持込み、保管又は使用
- (3) 宗教活動、政治活動又はこれらに類する行為
- (4) 暴力的又は迷惑性の高い行為
- (5) 施設の用途を逸脱する行為
- (6) その他町長が不相当と認める行為

（損害賠償）

第15条 利用者は、故意又は過失により施設、設備及び備品等を損傷し、又は汚損させ、若しくは第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。

2 利用者の事業活動に起因して生じた事故、苦情、紛争、損害等については、利用者の責任において解決するものとし、町はその責を負わない。

3 町長は、第1項に掲げるもののほか、町長が損害賠償の請求が相当であると認めるときは、利用者に対して損害賠償を請求することができる。

（損壊物等の届出）

第16条 利用者は、古民家を損壊し、又は汚損したときは、直ちに町長

に報告しなければならない。

(利用取消し等)

第 17 条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 10 条の規定による決定を取り消し、利用を中止させることができる。

- (1) 申請書等に虚偽の記載があったとき
- (2) 申請書等に記載された内容以外の用途に古民家を利用したとき
- (3) 契約書の内容又はこの要綱に定める事項に違反したとき
- (4) 施設の管理上支障があると認められるとき
- (5) その他町長が適当でないと認めるとき

2 前項の規定により、利用の取消し又は中止した場合であっても、町は利用者に生じた損害について責任を負わない。

(事業収益の取扱い)

第 18 条 古民家の利用により発生した収益及び損失は、利用者に帰属するものとする。

(町の責任)

第 19 条 町は、古民家の利用により、利用者が被った損害又は利用者が第三者に与えた損害に対しては、一切の責任を負わない。

(原状回復)

第 20 条 利用者は、契約満了の日までに古民家内の清掃及び原状回復を行わなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しない場合、町は利用者の費用負担において必要な措置を講ずることができる。

(実績報告)

第 21 条 利用者は、契約期間満了後 30 日以内に実績報告書（様式第 9 号）に事業報告書（様式第 10 号）及び必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

(帳簿等の整備)

第 22 条 利用者は、古民家利用に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を作成し、他の事業と区分して収支を記録するとともに、当該収支について証拠書類を整理し、契約期間の満了した日の属する年度の末日から起算して 5 年間保存しなければならない。

(調査等)

第 23 条 町長は、必要があると認めるときは、事業の状況について調査し、又はその状況について利用者に対し、報告を求めることができる。

(個人情報の取扱い)

第24条 町は、利用申請及び事業実施により取得した個人情報について、適切に管理し、本事業の実施目的以外に使用しない。ただし、法令に基づく場合又は本人の同意がある場合は、この限りでない。

(委任)

第25条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は令和9年3月31日限り、その効力を失う。